旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年６月22日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①カープトラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4299号　④青江節子　東京都板橋区志村一丁目22番19号　⑤カープトラベル　東京都板橋区志村一丁目22番19号　⑥平成９年９月30日　⑧平成27年５月26日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都板橋区志村一丁目22番19号　青江節子

Ｂ　①株式会社ＫＮクリエーション　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6642号　④株式会社ＫＮクリエーション　東京都品川区二葉二丁目20番８号　代表取締役　野田薫　⑤本社営業所　東京都品川区二葉二丁目20番８号染野ビル２階　⑥平成25年４月25日　⑧平成25年５月14日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都品川区南品川五丁目６番２号―907　株式会社ＫＮクリエーション　代表取締役　野田薫

Ｂ　①アイティーツーリストサービス　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－829号　④伊藤俊行　愛知県長久手市東山1633番地１　⑤アイティーツーリストサービス　愛知県長久手市東山1633番地１　⑥平成６年５月９日　⑧平成27年５月８日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県長久手市東山1633番地１　伊藤俊行

Ｂ　①株式会社ワイルドローバー　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2550号　④株式会社ワイルドローバー　大阪府東大阪市金岡３－３－15　代表取締役　中島広貴　⑤本社　大阪府大阪市北区曽根崎新地２－５－29不動ビル306号　⑥平成22年５月６日　⑧平成27年５月６日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府東大阪市金岡３－３－15　株式会社ワイルドローバー　代表取締役　中島広貴

Ｂ　①トラベルデスク　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2494号　④株式会社関西エアポートエージェンシー　大阪府泉佐野市泉州空港北１番地　代表取締役　安部川信　⑤本社営業所　大阪府泉南郡田尻町泉州空港中１番地　⑥平成21年３月12日　⑧平成27年４月28日　⑩900万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府泉佐野市泉州空港北１番地　株式会社関西エアポートエージェンシー　代表取締役　安部川信

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成27年６月22日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①有限会社トラベル喜界　②第３種旅行業　③鹿児島県知事登録旅行業第３－209号　④有限会社トラベル喜界　大島郡喜界町湾61番地５号　代表取締役　原田尚二　⑤本社営業所　大島郡喜界町湾61番地５号　⑥平成17年３月29日　⑦平成27年３月29日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ミキコーポレーション東海　②第３種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第３－409号　④株式会社ミキコーポレーション東海　那珂郡東海村舟石川駅東二丁目１番１号　代表取締役　小川健樹　⑤本社営業所　那珂郡東海村舟石川駅東４－１－１イオン東海店内　⑥平成８年４月16日　⑦平成27年５月20日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社篠山ツーリスト　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－263号　④有限会社篠山ツーリスト　篠山市大沢二丁目６番地３　清算人　平野勝男　⑤本社営業所　篠山市大沢二丁目６番地３　⑥昭和60年８月28日　⑦平成27年４月28日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①京都新聞企画事業株式会社　②第２種旅行業　③京都府知事登録旅行業第２－146号　④京都新聞企画事業株式会社　京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町239番地　代表取締役　市平晴規　⑤本社営業所　京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町239番地　⑥昭和43年１月10日　⑦平成27年４月８日　⑧260万円　⑨1300万円

Ｂ　①株式会社日本観光　②第２種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第２－15号　④株式会社日本観光　小千谷市平沢一丁目９番25号　代表取締役　渡辺司之　⑤本社営業所　小千谷市平沢一丁目９番25号　⑥昭和45年５月27日　⑦平成22年２月８日　新潟県知事登録旅行業第３－15号　⑧132万円　⑨1110万円

以上５件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博